

議会運営委員会に関する申合せ事項（案）

1 交渉会派

5人以上の議員で構成された会派を交渉会派（以下「会派」という。）とする。

2 委員会の構成

- (1) 各会派から推薦する委員は概ね10人とし、各会派の所属議員数の比率により割り当てる。その際、各会派の議員が必ず1人以上となるように配慮する。
- (2) 各会派から推薦する委員のうち、2人は投票の際の開票立会人とし、議長及び副議長の所属する会派の委員の中から1人ずつ選出する。

3 会議

委員会の会議は、原則として、各会派から1人以上の委員が出席してこれを開くものとする。ただし、緊急を要するとき又は委員長がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

4 表決

委員会の議事については、原則として全会派一致により決定することとする。

5 協議又は調整の委任

委員長は、次の各号に掲げる事項又は委員会において意見の一致が見られなかった事項については、議会運営委員会条例第13条第2項に基づき、理事会に協議又は調整を委任することができる。ただし、理事会に委任しないことについて、あらかじめ委員長、副委員長及び理事の意見が一致した場合は、この限りでない。

(1) 議会運営に関する事項

臨時会の招集及び運営、大規模な災害等の発生時における会議の招集及び運営等

(2) 議員提出議案に関する事項

政策条例以外の条例等の制定及び改正

6 決定の遵守

全議員は、委員会で決定した事項を遵守しなければならない。